

スチュワードシップ責任に対する当社の 取り組み方針

2014年5月30日制定
2020年9月30日改定

大和アセットマネジメント株式会社

当社は、1959年の設立以来、資産運用ビジネスのリーディング・カンパニーとして幅広い商品ラインナップを揃え、さまざまな投資信託を提供してまいりました。

当社は、受託者責任を遂行すべく、投資信託おのおのに設けられた運用方針に基づき、それぞれの運用目標を最大限達成するように努めています。その一環として、株式や債券を発行している企業や団体（以下、「企業等」といいます。）の企業価値を高めるべく、議決権行使を含め、さまざまな形で対話を行ってまいりました。

また、国連責任投資原則（「Principles for Responsible Investment」（PRI））や「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」にも署名しており、持続可能な社会の実現に貢献すべく、さまざまな活動にも取り組んでまいりました。

当社は、2014年2月に公表された「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（以下、「本コード」といいます。）の趣旨に賛同し、2014年5月に、本コードの受け入れを表明いたしました。また、2020年3月の本コード改訂に伴い、2020年9月に、以下のとおり本方針を更新いたしました。

当社は、今後もより高い次元の受託者責任の遂行に取り組む所存です。

原則 1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、「スチュワードシップ活動に関する基本方針」を定め、当該基本方針に基づき、各方針を策定し、当社ウェブサイトにて公表しています。

- ・サステナビリティの考慮を含む「ESG投資方針」
- ・投資先企業との建設的な「目的を持った対話」について定めた「企業等との建設的な対話の方針」
- ・議決権の行使について定めた「議決権行使に関する方針」

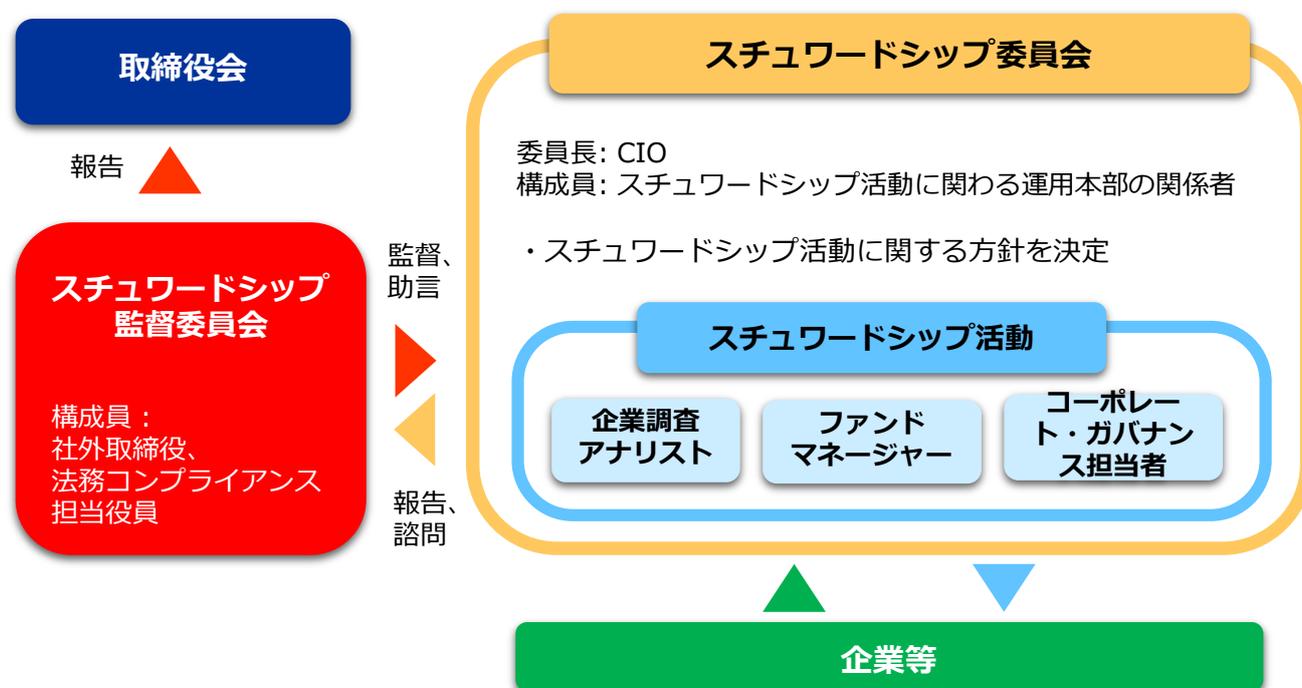
原則 2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、受託者責任を全うするために、お客様の利益を第一に考えた業務運営に努めるべく「お客様第一の業務運営に関する方針」を定めており、また、お客様の利益が不当に害されることを防止するため、「利益相反管理方針」を策定しています。

スチュワードシップ活動を行うにあたっては、経営と運用の分離の観点から、運用本部内にCIO（Chief Investment Officer）を委員長としスチュワードシップ活動に関わる運用本部の関係者で構成される「スチュワードシップ委員会」を設置し、スチュワードシップ活動に関する方針を決定しています。

また、社外取締役と利益相反管理統括責任者である法務コンプライアンス担当役員で構成される「スチュワードシップ監督委員会」（以下「監督委員会」といいます。）が、スチュワードシップ活動全般を監督し、取締役会への報告や必要に応じてスチュワードシップ活動の改善の勧告等を行う体制としています。監督委員会は、委員長及び構成員の半数以上を社外取締役とすることで、経営・執行に対して独立性を担保し、牽制機能を果たす体制としています。

なお、議決権行使においては、現在、当社と資本関係を有する企業（大和証券グループ本社等関連会社）や営業上の関係を有する企業（当社投資信託の販売会社およびその親会社）に対する議決権行使を、利益相反が生じ得る特定の場合として管理しています。



原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社は従来より、企業等に関するリサーチは、資産運用業者にとっての核心的業務のひとつと考え、企業調査アナリストを中心に、社内外の情報網を活用して情報を常時、幅広く収集し、企業等の状況の的確な把握に努めています。

また、「企業等との建設的な対話の方針」で企業等との対話において重視する項目を定め、企業調査アナリスト、ファンドマネージャー、コーポレート・ガバナンス担当者が、それぞれの立場で企業等との対話を行っています。対話により得られた知見等を当社内で共有し、企業価値を毀損するおそれのある事項についても早期に把握するよう努めています。

原則 4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当社は、「スチュワードシップ活動に関する基本方針」に基づき、「企業等との建設的な対話の方針」を定めています。

企業調査アナリスト、ファンドマネージャー、コーポレート・ガバナンス担当者は、「企業等との建設的な対話の方針」に基づく対話を行い、企業等の中長期的価値や持続可能性（サステナビリティ）の向上に向け、企業等と認識の共有を図るように努めています。

当社は、アクティブ運用とパッシブ運用に関わらず、当社単独で企業等と対話を行うことを基本としていますが、他の機関投資家と協働して対話すること（協働エンゲージメント）も検討します。

なお、「企業等との建設的な対話の方針」に基づき、当社は、企業等との対話に際して、当該企業の未公表の重要事実の受領を一切いたしません。

原則 5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当社は、「スチュワードシップ活動に関する基本方針」に基づき、「議決権の行使に関する方針」を定めています。

当社は、当社の議決権行使に関する予見性を高めること及び、企業等に賛否判断理由を把握していただくことは、企業等との建設的な対話に資するものと考えています。そのため、詳細な賛否判断基準を公開しています。また、必要に応じて企業等との対話を行い、賛否を判断しています。なお、当該賛否判断基準とは異なる賛否判断をした議案や、当該方針において個別判断となる議案については、議決権行使結果を開示する際にそれらの判断理由を示しています。今後も、理由の開示が必要と判断した議案について、わかりやすい開示を行うよう努めます。

利益相反が生じ得る特定の企業についても「議決権の行使に関する方針」に基づいて議決権を行使しますが、当該方針において個別判断となる議案について、外部の専門機関（グラス・ルイス社）の助言を適用して議決権を行使することで、利益相反の排除と、行使判断の中立性を確保します。

貸株取引に際し、議決権に係る権利確定日をまたぐ場合がありますが、その場合でも、議案の性格に応じ有効な議決権を確保するように管理を行います。

原則 6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、スチュワードシップ活動の主な内容をまとめた「スチュワードシップ活動レポート」を定期的に公表しています。

原則 7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は、経営・執行と運用の分離の観点から、運用本部内に独立した「スチュワードシップ委員会」を設置し、当社のスチュワードシップ活動を統括しています。また、半数以上が社外取締役で構成される「スチュワードシップ監督委員会」が、経営・執行に対して独立性を担保しつつ、スチュワードシップ活動全般に対して牽制機能を果たす体制としています。

スチュワードシップ活動においては、企業調査アナリスト、ファンドマネージャー、コーポレート・ガバナンス担当者がそれぞれの立場で得た、企業等の財務、非財務、持続可能性（サステナビリティ）に関する情報及び知見を当社内で共有することで、継続的に、対話や判断を適切に行うための実力の向上を図るよう努めています。

また、当社は、当社の行動指針に「持続可能な社会に貢献する」ことを掲げており、社会の持続的成長に資するべく、組織的に取り組んでいきます。

なお、当社は、本コードの実施状況を定期的に自己評価し、その評価内容を「スチュワードシップ活動レポート」において公表しています。

以上